

文化5年の金沢城二の丸再建許可老中奉書と再建許可願絵図について

白峰 旬

はじめに

文化5（1808）年正月の大火による金沢城二の丸御殿の焼失は、宝暦9年（1759）4月の大火による同御殿焼失に続く大惨事であり、その再建には加賀藩として多大な労働力と資材の投入を必要とした。その再建過程などの諸相については、『金沢市史』通史編2、『よみがえる金沢城』1、2、『御造営方日並記』上巻の解説に述べられているが⁽¹⁾、本稿では、再建工事の前提となった幕府への申請と幕府からの許可という点に着目して、その具体的史料である文化5年の金沢城二の丸再建許可願絵図、及び、再建許可老中奉書について、その具体的内容を検討したい。

なお、文化5年の二の丸再建許可願絵図については、すでに木越隆三氏による緻密な考察がなされているが⁽²⁾、本稿では、木越氏による研究成果に学びながら、再建許可願絵図と老中奉書の記載内容との比較検討や、再建許可願絵図の分析において追加できる視点を提示したいと思う。さらに、金沢城の城郭修補願絵図（再建許可願絵図も含む）の系譜と分類についても考察を試みたい。

1. 二の丸再建許可老中奉書（文化5年10月27日付）

金沢城の二の丸再建を許可する老中奉書は文化5年10月27日付で出された。その老中奉書(写)の内容は『加賀藩史料』11編の同日条(「諸事覚書」)に収載されており⁽³⁾、具体的文言は以下になる。

以 上

加賀国金沢城火事之節、(a) 二丸家作不残、(b) 同所北之方瓦塀四ヶ所、(c) 同所二重櫓一ヶ所、(d) 同所門一ヶ所、(e) 同所長屋一ヶ所、(f) 同所東之方二重櫓二ヶ所、(g) 同所長屋一ヶ所、(h) 同所東南之間瓦塀一ヶ所、(i) 同所門一ヶ所、(j) 同所東之方門一ヶ所、(k) 三丸北之方長屋一ヶ所、(ア) 焼失に付而取建之事、并 (l) 二丸東之方瓦塀一ヶ所、(m) 同所続瓦塀一ヶ所、(イ) 取壊、且又 (n) 櫓下・長屋下・塀下石垣平均高一間一尺余、長延二百一間四尺、(ウ) 焼損候所修補之儀、絵図朱引之趣得其意候、願之通以連々如元普請可被申付候、恐々謹言

文化五辰十月二十七日

土井大炊頭利厚 判

青山下野守忠裕 判

牧野備前守忠精 判

松平伊豆守信明 判

松平加賀守殿

老中奉書で許可された各項目を明確にするため、上記の老中奉書の文中において、許可された各項目を(a)～(n)にそれぞれ区分して下線を引き、許可内容別に(ア)～(ウ)に区分して下線を引いた。上記の老中奉書では許可項目を列記し、それぞれ何ヶ所であるのかを明示しているが、各許可項目について作表したものが表1である。

表1を見るとわかるように、老中奉書による許可事項は(a)～(n)の14項目である。その許可内容は、(ア)焼失したため再建作事を許可した箇所…(a)～(k)、(イ)瓦塀の取り壊しを許可した箇所…(l)～(m)、(ウ)焼け損じた石垣の修補を許可した箇所…(n)というように大きく3つの部分からなっている。再建作事を許可した各パーツは、二の丸家作すべて、二重櫓3ヶ所、長屋3ヶ所⁽⁴⁾、門3ヶ所、瓦塀5ヶ所であり、このうち三の丸の長屋1ヶ所以外はすべて二の丸にあるので、二の丸における再建作事が中心であったことがわかる。

この老中奉書を見ると、櫓・長屋・門について具体的な名称が記されていないが、これは、後述するように再建許可願絵図の表記において、櫓・長屋・門の具体的な名称が記されていないことに起因している。これらの櫓・長屋・門の具体的な名称の比定は表1にまとめた。

また、二の丸御殿のことを、「二丸家作」と表記しているのは、後述するように、再建許可願絵図の願文において「家作」と表記していることに起因すると思われる。ちなみに、安永9年(1780)に久保田城(秋田城)の焼失再建を許可した老中奉書においても、本丸御殿のことを「本丸家作」と表記しているので⁽⁵⁾、幕府側では、老中奉書の表記において、御殿のことを「家作」と統一して表記するようにしていたのかもしれない。そして、安永9年の久保田城(秋田城)焼失再建許可の老中奉書は、「出羽国秋田城火事之節、本丸家作不残」という書き出しで始まっており、文化5年の金沢城二の丸再建許可老中奉書の書き出しと書式としては共通している。

なお、この老中奉書において奉書日付の日下に署名している老中は土井利厚であるので、この申請に関する担当の月番老中⁽⁶⁾は土井利厚であったことがわかる。そして、土井利厚は前月(文化5年9月)の月番老中であるので⁽⁷⁾、加賀藩からの許可申請は文化5年9月におこなわれた可能性が高い。

2. 二の丸再建許可願絵図(文化5年)

文化5年の二の丸再建許可願絵図(控図)は、「加賀国金沢城絵図」という題名で、現在、石川県立図書館に所蔵されている。筆者はこの絵図を2008年10月に石川県立図書館において閲覧し写真撮影をおこなった(写真1は絵図を折り畳んだ状態。写真2は絵図を上から見た状態。以下、絵図中の各部分の写真については、適宜提示する)。

この絵図の評価については、すでに木越隆三氏によつて的確にまとめられているので⁽⁸⁾、以下にその摘要を記すこととしたい。

- ①宝暦10年(1760)の再建許可願絵図(石川県立歴史博物館所蔵、前田育徳会所蔵)⁽⁹⁾と同じく、正保城絵図系(「寛文八年図」と通称される延宝年間(1673~1681)作成の「加賀国金沢之絵図」〔金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵〕)⁽¹⁰⁾の図柄に16箇所の焼失箇所を朱線で明示している。
- ②それだけでなく、建物の屋根に朱色・青色・緑色⁽¹¹⁾を施している。
- ③緑色は「宝暦九年焼失後仮建之分」(=宝暦火災後、仮復旧にとどまる箇所)、青色は「先年之通出来」(=宝暦火災後、文化5年までに再建された箇所、または、宝暦火災に被災していない箇所)、朱色は「文化五年春焼失」(文化5年の被災箇所)というように区分されている。
- ④この絵図における緑色表示により、宝暦大火後の再建状況が確認できる。
- ⑤藩主(前田斉広)の修理願文が正確に記述されているので、宝暦10年の再建許可願絵図より原図に近い控図である。
- ⑥下絵図の作成には金沢城代の命を受けた加賀藩穴生方の後藤小三郎がかかわっており、作成段階で宝暦10年の再建許可願絵図や寛政11年(1799)の地震による修補願絵図(この絵図は現存していない)を参照した。

木越氏によるこれらの指摘は、この絵図中に示された情報を読み取るうえで重要なポイントであり、本稿ではこうした前提を踏まえて、この絵図についてあらためて内容分析をおこないたい。

この絵図の特徴をまとめると以下ようになる。

《絵図の右半分の描写・記載内容》(写真2の右半分)

絵図の大きさは筆者が実測したところ、縦114cm×横197.8cmであり⁽¹²⁾、横長の紙面である。その右半分に金沢城の各曲輪の石垣と建物が俯瞰的に描かれ(東西南北の方位記載があり、南を上にして描かれている)、絵図の凡例の通り、文化5年の火災による城中の焼失箇所は、朱色の縁取りが各建物にされている。

そして、各焼失箇所から直線で朱線を引き、金沢城を描いた下の余白の部分に、「當正月焼失之箇所」

として、16ヶ所の焼失箇所が文として具体的に記載されている(写真3)。その記載については表2としてまとめた。表2を見るとわかるように、16ヶ所の焼失箇所に関する具体的記載は、すべての文が「此～」で始まる点が共通している。それぞれの文において、方位に関する記載は一切ないが、これは、各焼失箇所から直線で朱線を引いて、文を記載しているため、方位を記さなくてもそれぞれの箇所が明確にわかるからであろう。

この絵図には、焼失した二の丸御殿の建物は描かれていない。ただし、「二之丸 書院并住居焼失」という文字の記載はある(写真4)。このように焼失した二の丸御殿の建物を描かない点や、「二之丸 書院并住居焼失」という文字の記載がある点は、宝暦10年の再建許可願絵図も同様である。火災によって焼失した二の丸御殿の建物を描かないことは奇異な印象を受けるが、これは文化5年と宝暦10年の再建許可願絵図の図柄が、上述の木越氏の指摘にあるように、正保城絵図系の「寛文八年図」と通称される延宝年間作成の「加賀国金沢之絵図」の図柄をもとに成立しており、その「加賀国金沢之絵図」にも二の丸御殿の建物は描かれていない点に起因すると考えられる。つまり、文化5年と宝暦10年の再建許可願絵図の図柄は、正保城絵図系の絵図の図柄を踏襲しているため、二の丸御殿の建物が描かれていないのである。そのため「二之丸 書院并住居焼失」という文字の記載で二の丸御殿が焼失したことを示したのであろう。

このように、この絵図には二の丸御殿の建物は描かれていないので、二の丸御殿については、城内の他の焼失箇所のように焼失箇所から直線で朱線を引いて、金沢城を描いた下の余白の部分に文を記載することはされていない。

絵図中の色分けの凡例は、「○(○の中は深緑色で塗り込めてある)此色宝暦九年焼失後仮建之分」、「○(○の中は青色で塗り込めてある)此色先年通出来之分」、「○(○の中は朱色で塗り込めてある)此色文化五年春焼失」と記されていて、3分類されている(写真5)。

色分けの意味の理解としては、上記の木越氏の指摘通りであるが、屋根の色分けを示すと考えられることからすると、深緑色は板屋根(宝暦火災後、「仮建」なので板屋根にしてある、という意味であろう)、青色は瓦屋根という意味であったと思われる。

なお、木越氏は本丸と尾坂門は緑色の箇所である、としているが⁽¹³⁾、絵図を見ると、本丸内の三階櫓の櫓台横の石垣上の塀は屋根が青色であり、大手口にあたる尾坂門も屋根は青色である。この2ヶ所は、宝暦10年の再建許可願絵図を見ると焼失した箇所なので、宝暦火災後、文化5年までに再建された箇所であることがわかる。

この絵図(文化5年の再建許可願絵図)では、上述のように、文化5年の火災による城中の焼失箇所は、朱色の縁取りが各建物にされているが、この類例として、寛保3年(1743)の火災焼失による豊後府内城の再建許可願絵図⁽¹⁴⁾でも、同様に焼失箇所は朱色で描かれている。こうした点を考慮すると、焼失再建の許可願絵図の描き方について、焼失した建物を朱色で描くように幕府は大名側に対して指導していたと推測され、その意味では宝暦10年の再建許可願絵図も幕府へ提出した清絵図は、焼失した建物が朱色で描かれていた可能性が高い⁽¹⁵⁾。

この絵図における曲輪名の記載は、「本丸」、「二之丸」、「三之丸」、「三之丸之内」、「三之丸続」、「薪丸」、「芳春院丸」、「玉泉院丸」であり、金沢城の中心部分の曲輪名しか記載されておらず、新丸や金谷出丸の曲輪名記載はない。また、鶴の丸の場所を「三之丸之内」と記載している点は注意される。こうした曲輪名の記載は、宝暦10年の再建許可願絵図と同じであり⁽¹⁶⁾、文化5年の再建許可願絵図は宝暦10年の再建許可願絵図の曲輪名記載を踏襲したことがわかる。

正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」における曲輪名記載は、「本丸」、「本丸之内」、「付段」、「二之丸」、「三之丸」、「三之丸之内」、「薪丸」、「芳春院丸」、「玉泉院丸」、「此丸」(＝新丸を指す)、「花畑」(＝金谷出丸を指す)であり、「本丸」、「二之丸」、「三之丸」、「三之丸之内」、「薪丸」、「芳春院丸」、「玉泉院丸」の曲輪名記載は共通している。このことから、文化5年と宝暦10年の再建許可願絵図におけ

る曲輪名記載が、正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」における曲輪名記載をほぼ踏襲していることがわかる。鶴の丸の場所を「三之丸之内」と記載することを踏襲している点も注意される。

文化5年の再建許可願絵図には、「大手口」と「搦手口」の記載があり（写真6、7）、「大手口」には門の名称の記載はないが（写真6）、「搦手口」には「石川門」と記載されている（写真7）。この点は、宝暦10年の再建許可願絵図も同じであり、文化5年の再建許可願絵図は宝暦10年の再建許可願絵図の記載を踏襲したことがわかる。正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」にも「大手口」と「搦手口」の記載があり（ただし、「石川門」の記載はない）、文化5年と宝暦10年の再建許可願絵図における「大手口」と「搦手口」の記載が、正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」の記載を踏襲したものであることがわかる。

《絵図の左半分の記載内容》（写真2の左半分）

絵図の左半分には「加賀國金澤城當正月焼失所々」として、一つ書きで焼失した箇所が列記されている（写真8）。一つ書きは合計で18ヶ条の一つ書きが記されており、具体的記載内容については表3としてまとめた。

表3を見ると、絵図における一つ書きの各記載が、上記の老中奉書で記載された各許可項目に対応していることがわかる。つまり、老中奉書における各許可項目の文面は、絵図における一つ書きの各記載をほぼ復唱するような形で正確に反映されて記載されたものである。ただし、老中奉書では、それぞれ何ヶ所であるのかを明示しているが、この点は老中奉書にのみ見られる。

そして、絵図における一つ書きでは、金沢城の櫓名・長屋名・門名について具体的に記載していないため、この絵図における一つ書きの各記載をほぼ踏襲した老中奉書における各許可項目の記載でも櫓名・長屋名・門名は記載されていないのである。このように老中奉書において櫓名などが具体的に記されないのは、他の老中奉書においても同様であるので、幕府としては大名側から提出された下絵図を査閲した段階で、櫓名や門名は記さないように指導していたと考えられる⁽¹⁷⁾。

上述した、絵図の右半分に「當正月焼失之箇所」として記載された16ヶ所の焼失箇所の記載（各焼失箇所から直線で朱線を引き、その下に記された文）と比較して2つ増えているのは、「當正月焼失之箇所」には記されていなかった二の丸御殿の焼失について一つ書きを設けていることと、「當正月焼失之箇所」では石垣破損箇所について、各建物の焼失箇所とセットでそれぞれ記載していたものを、「加賀國金澤城當正月焼失所々」では各建物の焼失箇所とは切り離して、石垣の破損箇所を一つにまとめて一つ書きを設けたためである。

「加賀國金澤城當正月焼失所々」の一つ書きと、上述の「當正月焼失之箇所」の各記載との違いは、「加賀國金澤城當正月焼失所々」では、①それぞれの一つ書きでは方位が記されている（この方位の付け方は、二の丸の中心点を基準にしていると考えられる）、②二の丸御殿の焼失について記した1つ書きがある、③石垣の破損箇所を一つにまとめて一つ書きを設けている、④18ヶ条の一つ書きのあとに願文・藩主名・年が記されている、という点である。

このように考えると、「當正月焼失之箇所」（絵図の右半分における記載）は、各焼失箇所から直線で朱線を引いたその説明文であるのに対して、「加賀國金澤城當正月焼失所々」（絵図の左半分における記載）は国名と城名が記載されており、各焼失箇所の一つ書きに藩主名で願文を付けた正式な幕府への申請文であることがわかる。

絵図中において、一つ書きのあとに藩主名で記された願文は以下ようになる（写真9）。

右之所々（a）家作・門・櫓・長屋・瓦塀焼失仕、（b）石垣焼損并（c）（「瓦塀」脱カ）取壊候所々、（ア）先規之通以連々取建之申度奉願候、且（d）寶曆九年家作等焼失、（e）寛政十一年就地震石垣破損之分、（イ）其時々御届申上御聞濟候分、未取建不申所々、是又以連々如元可申付与奉存候、以上

文化五年

松平加賀守

上記の願文の内容を明確にするため、(a)～(e)、(ア)～(イ)を文中に付けて下線を引いた。

(a)は、願文の横に記された18ヶ条の一つ書きの内、全焼した二の丸御殿(「二之丸書院并住居」)をはじめとする焼失箇所に関する15ヶ条の一つ書きの内容を指しており、(b)は、同じく18ヶ条の一つ書きの内、石垣の焼け損じについて記された最後の1ヶ条の一つ書きを指している。(c)は、「取壊候」としか書かれていないが、18ヶ条の一つ書きの内、瓦塀を取り壊す2ヶ条の一つ書きを指していることは明らかなので、本来、「瓦塀取壊候」という文でなければならないところ、「瓦塀」という文字が脱漏したものと思われる。よって、幕府へ提出した清絵図では「瓦塀取壊候」という文になっていた可能性が高い。

(ア)は、上記(a)～(c)に関して、「先規」の通りに再建したい旨の願書(申請)である。ただし、正確には、(a)の焼失した建物の再建、(b)の焼け損じた石垣の修補、(c)の取り壊した瓦塀の再建を願い出たことになり、許可した老中奉書(文化5年10月27日付)の文面(前掲)は、それらを許可した内容になっている。ただし、老中奉書の文面では瓦塀2ヶ所を取り壊すことを許可した内容になっており、この願文にあるように取り壊した瓦塀の再建の申請を許可した内容にはなっていないが、そのようになった理由は不明である。

(d)は、宝暦9年の火災で焼失した箇所、(e)は寛政11年の地震で破損した石垣を指しており、これらの箇所について、(イ)は、その時々幕府へ届け出て許可された箇所のうち、いまだ建物の再建(あるいは石垣の修補)に取り掛かっていない箇所について、申し付ける予定である旨を述べた部分である。

ここで注意しなければならない点は、文化5年から見て(d)は49年前に焼失した箇所の再建、(e)は9年前に地震で破損した石垣の修補に関する項目であり、幕府の許可をすでにとっているが、未着工の箇所について、再建や修補を申し付けることを幕府へ報告した、という点である。

つまり、上記(d)、(e)及び(イ)は、許可を得るために幕府へ申請した文言ではなく、単なる幕府への報告であることを意味する⁽¹⁸⁾。

このことは、(ア)の文末が「～奉願候」というように願書の書式をとっているのに対して、(イ)が「～奉存候」というように願書の書式をとっていない点からも明らかである⁽¹⁹⁾。

このように、上記(d)、(e)及び(イ)は幕府への申請項目ではなかったため、上記(d)、(e)及び(イ)に関する記載は、絵図中の一つ書きにも出てきておらず、許可した老中奉書(文化5年10月27日付)の文面(前掲)にも全く触れられていない。

なお、この絵図には「文化五年」とのみ記されていて月日が記載されていないため、提出した月日が不明であるが、上述のように、許可をした老中奉書における老中の署名位置をもとに考えると、担当の月番老中である土井利厚が月番を勤めたのが老中奉書発給の前月である文化5年9月であることから提出されたのは9月である可能性が高い。

3. 金沢城修補許可願絵図(再建許可願絵図)の系譜と分類

江戸時代における金沢城の修補許可願絵図(再建許可願絵図を含む)については、すでに木越隆三氏によって、ミクロ・マクロ両面から詳細な考察がおこなわれている⁽²⁰⁾。

木越氏の考察によれば、金沢城の修補許可願絵図(再建許可願絵図を含む)は、元和7年(1621)2月、寛永8年(1631)6月・9月、慶安3年(1650)10月3日、寛文元年(万治4年)(1661)正月16日、寛文2年(1662)6月26日、寛文7年(1667)5月11日、寛文11年(1671)6月11日、元文(1736～1741)～宝暦初期(年月未詳)、宝暦10年6月、寛政11年、文化5年、安政3年(1856)2月の計13種ある⁽²¹⁾。

このうち絵図が現存しているのは、

①寛文2年6月26日(前田育徳会所蔵⁽²²⁾。以下、寛文2年図と略称する)

- ②寛文7年5月11日（前田育徳会所蔵⁽²³⁾。以下、寛文7年図と略称する）
 ③寛文11年6月11日（前田育徳会所蔵⁽²⁴⁾。以下、寛文11年図と略称する）
 ④元文～宝暦初期（年月未詳）（金沢市照円寺所蔵⁽²⁵⁾。ただし、前掲『よみがえる金沢城』1⁽²⁶⁾では、元禄～享保年間に比定している。以下、照円寺所蔵図と略称する）
 ⑤宝暦10年6月（前田育徳会所蔵⁽²⁷⁾。石川県立歴史博物館所蔵⁽²⁸⁾。以下、宝暦10年図と略称する）
 ⑥文化5年（石川県立図書館所蔵⁽²⁹⁾。以下、文化5年図と略称する）
 ⑦安政3年2月（金沢市立玉川図書館後藤文庫所蔵⁽³⁰⁾。以下、安政3年図と略称する）
 の7種である⁽³¹⁾。

木越氏は、寛文2年図、寛文7年図、寛文11年図、安政3年図は、建物は一切表現せず石垣・土居・堀の描写だけで城全体を描くもので、普請会所の穴生方が作図にあたっていたので、「普請会所系修補願図」と呼称した。

また、宝暦10年図、文化5年図は、寛文8年図（正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」を指す）の図柄に拠って石垣廻りの櫓・長屋・塀などの建物を描く修補願図であり、「国絵図系修補願図」と呼称し、2つの類型に分類した⁽³²⁾。なお、木越氏がこの分類を発表した2004年の翌年である2005年に照円寺所蔵図が発見され⁽³³⁾、その後、照円寺所蔵図についても、正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」の図柄が利用されていた、と指摘している⁽³⁴⁾。

こうした木越氏による建物描写の有無に基準を置く分類の仕方は確かに有効ではあるが、私見としては若干の異論がある。例えば、安政3年図について、木越氏は正保城絵図系の図柄ではないとしているが⁽³⁵⁾、建物が描かれてはいないものの、城全体の図柄としては宝暦10年図、文化5年図と同様に明らかに正保城絵図系の図柄である。

また、木越氏は、他の大名家の寛文期の城郭修補願図と比べ、前田家の寛文期の城郭修補願図は、正保城絵図との親近性は薄い、と指摘しているが⁽³⁶⁾、照円寺所蔵図に関する元文～宝暦初期という木越氏による年次比定についての再検討（詳しくは後述する）とも併せて再考する必要がある。

このような点も踏まえて、本稿では、金沢城の修補許可願図（再建許可願図を含む）について、私案としての分類を以下に提示したい。

【非正保城絵図系→A類…寛文2年図、B類…寛文7年図、寛文11年図】

寛文2年図、寛文7年図、寛文11年図について、3図とも建物を一切描かない点や、寛文2年図、寛文7年図は北の丸を描かずに省略する、など共通した特徴があることは、すでに木越氏によって指摘されているが⁽³⁷⁾、本稿においてあらためてその特徴を以下のようにまとめてみたい。

〔3図の共通点と相違点〕

- ▼3図とも「大手門」という記載があるが、正保城絵図系に見られる「大手口」、「搦手口」という記載はない。
- ▼曲輪名の記載は、「本丸」、「二之丸」、「三之丸」、「玉泉院丸」は3図に共通し、寛文2年図と寛文7年図には「芳春院丸」の記載がある。記載の文字の向きは、「二之丸」、「三之丸」、「玉泉院丸」は3図とも共通する。寛文2年図と寛文7年図は「芳春院丸」の記載の向きが共通する。寛文7年図と寛文11年図は「本丸」の記載の向きが共通する。
- ▼寛文2年図と寛文7年図は「加州金澤城」と城名を記載している。
- ▼3図とも金谷出丸を描いていない。
- ▼3図とも「東」、「西」、「南」、「北」の方位記載があり、その記載位置も同じである。
- ▼寛文7年図は本丸にある御三階櫓の櫓台石垣とその周辺の石垣を描いているが、寛文2年図、寛文11年図は描いていない。
- ▼寛文2年図、寛文7年図は石垣の描写が城全域に及ぶが、寛文11年図は修理申請箇所のまわりのみ石垣を描いている。

- ▼寛文2年図は、寛文7年図、寛文11年図に比較して、三の丸と新丸の位置が東寄りになっている。
- ▼寛文2年図、寛文7年図は玉泉院丸における松の木を立体的に描写しているが、寛文11年図は玉泉院丸に松の木は描かれていない。
- ▼3図とも石垣破損箇所について、直線で朱線を引いて文で注記している。
- ▼寛文2年図、寛文11年図は、一つ書きで石垣破損箇所の説明をおこない、藩主名と年月日を記載している。
- ▼寛文7年図は、石垣破損箇所がヶ所であるため、一つ書きではなく文章として石垣破損箇所の説明を記し、藩主名と年月日を記載している。
- ▼全体の図柄を比較すると、寛文2年図と寛文7年図、寛文11年図は別々のプロトタイプの絵図（原型図）を基本形としていることがわかる。

以上のように、寛文2年図、寛文7年図、寛文11年図は絵図の描写や記載に共通点があり、寛文2年図と寛文7年図、寛文11年図ではプロトタイプの絵図（原型図）が異なるが、正保城絵図系の絵図とは別系統の非正保城絵図系の絵図という点で一つのカテゴリーとしてまとめることができる。

寛文2年図、寛文7年図、寛文11年図が非正保城絵図系の絵図であり、建物を一切描いていないということは、寛文2年図、寛文7年図、寛文11年図のプロトタイプの絵図（原型図）が正保城絵図が作成される以前の金沢城絵図であった、ということの意味する。逆に考えれば、プロトタイプの絵図（原型図）が正保城絵図成立以前の絵図であったため、正保城絵図のように俯瞰的に建物を描くことができなかった、ということなのかもしれない。

寛文2年図と全く同じ図柄の絵図として、木越氏は「金沢城之図」（金沢市立玉川図書館後藤文庫所蔵）⁽³⁸⁾の存在を指摘している。この「金沢城之図」は、寛文2年図と図柄は全く同じであり、玉泉院丸の松の木を立体的に描写している点も共通するが、曲輪名や方位の記載が全くなく、文字情報は一切記載されていない。よって、「金沢城之図」は、寛文2年図のプロトタイプの絵図（原型図）と見なすことができ、プロトタイプの絵図（原型図）そのものは幕府へ提出しないので、藩用図ということになる。

このプロトタイプの絵図（原型図）は、寛文2年図に限らず、石垣修補許可願いのため加賀藩が幕府へ提出する絵図（＝幕用図）のために作成されたと考えられ、修補許可願絵図そのものは現存しないが、寛文2年図以前の修補許可願絵図も、このプロトタイプの絵図（原型図）をもとに作成されたと推測できる。

寛文7年図、寛文11年図については、プロトタイプの絵図（原型図）は確認できないが、地割図である「金沢城内絵図」（安土城考古博物館所蔵）⁽³⁹⁾、「金沢城絵図」（石川県立歴史博物館所蔵）⁽⁴⁰⁾、「金沢城之図」（金沢市立玉川図書館津田文庫所蔵）⁽⁴¹⁾、「金沢城図」（富山県立図書館所蔵）⁽⁴²⁾や、前掲「金沢城之図」⁽⁴³⁾に似た絵図である「加州金沢城之図」（石川県立図書館所蔵）⁽⁴⁴⁾と全体の図柄が近似することから（ただし、寛文7年図は金谷出丸と北の丸を描かず、寛文11年図は金谷出丸を描いていない）、金沢城の地割図をもとにプロトタイプの絵図（原型図）が作成されたと考えられる。

木越氏の考察によれば、金沢城の地割図である前掲「金沢城内絵図」⁽⁴⁵⁾は、精度の高い測量（縮尺600分の1）に基づく情報量の多い藩用絵図（慶長図を除けば最古の藩用図）であり、万治2年（1659）～延宝4年（1676）の景観を描くもので、寛文年間（1661～1673）の3点の修補許可願絵図とともに金沢城の最も古い時代を描く基本図である⁽⁴⁶⁾。

この点を考慮すれば、寛文2年図のプロトタイプの絵図（原型図）である前掲「金沢城之図」⁽⁴⁷⁾は、三の丸と新丸の位置を東寄りに描くなどして、絵図としての精度が低かったため、そうした絵図の歪みを修正する目的で、前掲「金沢城内絵図」⁽⁴⁸⁾のような精度の高い地割図をもとに寛文7年図、寛文11年図のプロトタイプの絵図（原型図）が作成された、と推測できる。

なお、木越氏は、幕用図と藩用図を比較すると、一般に幕用図に書かれた城内の地形情報は簡素に

し、詳細な情報は幕府に知らせないようにしたことがわかる、と指摘していること⁽⁴⁹⁾を勘案すると、寛文2年図、寛文11年図に本丸の三階櫓台石垣とその周辺の石垣が描かれていない点、寛文2年図、寛文7年図に金谷出丸と北の丸を描かない点、寛文11年図に金谷出丸を描かない点は、幕府への防諜上(本丸内の縄張りの状況を秘匿するため、城全体の面積を過小に見せるため)、意図的に描いていないのかもしれない。

以上のように、寛文2年図と寛文7年図、寛文11年図はプロトタイプの絵図(原型図)が異なると考えられることから、A類…寛文2年図(全域図としては、方位的に見て歪みがある精度の低い藩用図に基づいた絵図をプロトタイプとする)、B類…寛文7年図、寛文11年図(全域図としては精度の高い藩用図である地割図に基づいた絵図をプロトタイプとする)というように分類したい。

【正保城絵図系→C類…照円寺所蔵図】

木越氏によれば、照円寺所蔵のこの絵図は、2005年の秋に金沢城の城郭修補許可願絵図として新しく確認されたものである⁽⁵⁰⁾。木越氏は照円寺所蔵図について、前掲『よみがえる金沢城』1⁽⁵¹⁾では元禄(1688~1704)~享保年間(1716~1736)に年次比定し、『絵図でみる金沢城』⁽⁵²⁾では元文~宝暦初期に年次比定している。元禄~享保年間に比定した理由は説明されていないが、元文~宝暦初期に比定した理由について、木越氏は、絵図中に描かれた9ヶ所の石垣修理箇所のうち5ヶ所は、加賀藩穴生の後藤家四代左兵衛の御用履歴に書かれた元文元年(1736)~宝暦7年(1757)の石垣修理箇所と一致するので、宝暦前半期に作成された、と推測している⁽⁵³⁾。

こうした年次比定に関する再検討も含めて、本稿ではあらためて照円寺所蔵図について検討をおこなうが、照円寺所蔵図の特徴をまとめると以下ようになる。

- ▼東西南北の方位記載はない。
- ▼9ヶ所の石垣破損箇所について、直線で朱線を引いているが注記の文の記載はない。
- ▼一つ書きによる石垣破損箇所の説明記載もなく、藩主名と年月日の記載もない。そのため、この絵図の年代は不明である。
- ▼全体の図柄は、正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」(「寛文八年図」と通称される絵図)に近似し、城内の建物が俯瞰的に描かれている。
- ▼城郭への進入経路が朱色の導線で描かれているが、これは正保城絵図に一般的に見られる特徴である。
- ▼玉泉院丸には松の木が立体的に描かれているが、こうした描写は正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」とも共通する。ちなみに、玉泉院丸における松の木の立体的描写は、宝暦10年図、文化5年図、安政3年図には見られない。
- ▼曲輪名の記載は、「本丸」、「二之丸」、「三之丸」、「鶴之丸」、「新丸」、「出丸」(=金谷出丸を指す)である。ただし、これらの曲輪名は後世に加筆された可能性もある(つまり、もともとはこの絵図には曲輪名が記載されていなかった可能性がある)。
- ▼城内にある東照宮が立体的に描かれているが、こうした描写は正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」とも共通する。ちなみに、城内にある東照宮の立体的描写は、宝暦10年図、文化5年図、安政3年図には見られない。
- ▼色分けの凡例が、4つの色違いの○で示されているが、その4つの○の下に説明文の記載はない。
- ▼絵図の上部に「寛文年間之制図 鳥瞰図ナリ 正副二枚」、「御城中像画之御絵図 但、朱引有之」という張り紙がある。この張り紙は、後世に張られた可能性もある。

以上のように、照円寺所蔵図は、正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」に近似することから、正保城絵図系の修補許可願絵図と位置付けてよからう。照円寺所蔵図のプロトタイプの絵図(原型図)としては、木越氏が前掲「加賀国金沢之絵図」に近似した図柄だけを描く類似の絵図として紹介した「金沢古城図」(金沢市立玉川図書館所蔵)⁽⁵⁴⁾が該当する。この「金沢古城図」は、朱色の導線は描か

れていないが、玉泉院丸における松の木の立体的描写や城内の東照宮の立体的描写が照円寺所蔵図に酷似しており、前掲「加賀国金沢之絵図」に近似している。そして、曲輪名や方位記載が全くなく、「大手」、「搦手」の記載もない。このように文字情報は一切記載されていない。

上述のように、照円寺所蔵図には、「寛文年間之制図 鳥瞰図ナリ 正副二枚」、「御城中像画之御絵図 但、朱引有之」という張り紙がある。木越氏はこの「寛文年間之制図 鳥瞰図ナリ 正副二枚」の意味については言及していないが、この張り紙の内容は重要な意味を持つと考えられる。まず、「寛文年間之制図」という記載は、照円寺所蔵図が寛文年間に作成されたことを意味する。「正副二枚」という記載は、同種の絵図が2枚あり、1枚が正本（＝清絵図）で、もう1枚が副本（＝控図、または下図）という意味であろう。この絵図を見ると、その描写内容から下図であることは明瞭なので、この絵図は副本（＝下図）に該当することがわかる。とすると、この絵図（＝下図）とは別に正本である同内容の絵図がもう1枚存在し、その絵図には「寛文〇年〇月〇日」という記載がされていた可能性が高い。そのため、「寛文年間之制図」という記載がされたのであろう。つまり、本来は清絵図としての正本（＝清絵図）とこの絵図（＝下図）が1セットで照円寺に所蔵されていたが、その後、何らかの事情で清絵図（＝正本）が散逸し、下図（＝副本）であるこの絵図だけが残った、ということになる。

「鳥瞰図ナリ」という記載については、「鳥瞰図」という言葉は明治時代以降の語と考えられ⁽⁵⁵⁾、江戸時代の語ではないと考えられる。よって、「寛文年間之制図 鳥瞰図ナリ 正副二枚」という張り紙は明治時代以降のものであると思われ、明治時代以降もある時期までは「正副二枚」の絵図が1セットで存在していた、ということになる。

また、「御城中像画之御絵図 但、朱引有之」という張り紙における「朱引有之」という記載は、絵図中において、石垣破損箇所について直線で朱線を引いていることを指すのであろう。

照円寺所蔵図の年次比定については、上述のように、木越氏によって、元文～宝暦初期に比定されているが、そもそも石垣修補許可願絵図というのは、石垣修理をおこなう前に幕府へ提出して許可してもらいたい性格の絵図であるから⁽⁵⁶⁾、この絵図は石垣修理がおこなわれた元文～宝暦初期よりも前の時代に作成された絵図であると考えられる。

とすると、上述したように、この絵図が寛文年間の絵図であると考えた場合、時代的には矛盾しないことになる。寛文期と元文～宝暦初期は、年代的に見て60年以上のひらきがあるが、寛文期に幕府の許可を取って、その後、何らかの理由で石垣修理作業への着手が遅れて、元文～宝暦初期に石垣修理がおこなわれた、と推測すれば整合的に理解できる。

よって、照円寺所蔵図の作成年次は「寛文年間之制図」と張り紙にあるように、寛文年間と考えてよからう。このように考えると、金沢城の修補許可願絵図については、上述のように、寛文期には非正保城絵図系の絵図と正保城絵図系の絵図が混在していた、ということになる。

【正保城絵図系→D類…宝暦10年図、文化5年図】

宝暦10年図と文化5年図は、金沢城が火災（宝暦9年の宝暦の大火、文化5年の二の丸火災）により焼失した際の再建許可願絵図という点では共通する性格を持つ。宝暦の大火では、本丸・二の丸・三の丸・新丸など城内の大半が焼失したのに対して、文化5年の二の丸火災は二の丸を中心とした焼失であり、被害の大きさという点では宝暦の大火の方が被害は甚大であった。そのため、宝暦10年図には建物を中心として142ヶ所の焼失箇所が朱線を引き記載されている⁽⁵⁷⁾。文化5年図では上述のように、二の丸御殿などが焼失し、16ヶ所の焼失箇所が朱線を引いて記載されている。

宝暦10年図と文化5年図の図柄は、木越氏が指摘するように、正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」の図柄を踏襲している⁽⁵⁸⁾。

同じ正保城絵図系の修補許可願絵図である上記の照円寺所蔵図に比較すると、宝暦10年図と文化5年図の図柄は、玉泉院丸における松の木の立体的描写や城内の東照宮の立体的描写がなく、城郭への

進入経路が朱色の導線で描かれることもないため、全体的にすっきりとした印象を受ける。これは、時代がくだり、より汎用性のあるシンプルな図柄にリニューアルされていった、と見なすことができる。換言すれば、上記C類の照円寺所蔵図は、正保城絵図系の修補許可願絵図がD類の宝暦10年図、文化5年図へ収斂されていく過程での過渡的な絵図であると位置付けることができる。

宝暦10年図と文化5年図は、「本丸」、「二之丸」、「三之丸」、「三之丸之内」、「三之丸続」、「芳春院丸」、「玉泉院丸」、「薪丸」という曲輪名の記載が共通し⁽⁵⁹⁾、「大手口」、「搦手口」の記載も共通する。

【正保城絵図系→E類…安政3年図】

安政3年図について、木越氏は、正保城絵図系の図柄ではない、とする⁽⁶⁰⁾。しかし、建物の描写こそないものの、全体の図柄は正保城絵図系の図柄と見なしてよいと思われる。そして、「本丸」、「二之丸」、「三之丸」、「三之丸之内」、「三之丸続」、「芳春院丸」、「玉泉院丸」、「薪丸」という曲輪名の記載や、「大手口」、「搦手口」の記載が宝暦10年図、文化5年図と共通する。また、絵図の右半分に城の全体図を描写して、左半分に破損箇所の一つ書きと藩主名で願文を記している点は文化5年図と共通する。

このように、安政3年図は宝暦10年図、文化5年図と共通点があり、図柄として正保城絵図系の絵図と見なしてよいが、建物の描写がないことから、上記D類と区別してE類とした。

なお、木越氏は、「金沢城中石塁図」（金沢市立玉川図書館後藤文庫所蔵）⁽⁶¹⁾について、安政3年図に近い図柄である、としている⁽⁶²⁾。しかし、「金沢城中石塁図」は、曲輪名の記載が「御本丸」、「二之御丸」、「三之御丸」、「東之御丸」、「薪丸」であり、上述した宝暦10年図、文化5年図、安政3年図の曲輪名記載とは異なっている。また、宝暦10年図、文化5年図、安政3年図に記されている「大手口」、「搦手口」の記載もない。よって、安政3年図と「金沢城中石塁図」は建物表記がないという点が共通し、全体の図柄も似ているものの、曲輪名記載などの相違から「金沢城中石塁図」は、正保城絵図系の絵図ではないことがわかるので、「金沢城中石塁図」は安政3年図のプロトタイプの絵図（原型図）には該当しないと考えられる。

以上のように、現存する金沢城修補許可願絵図（再建許可願絵図も含む）について、非正保城絵図系のA類（寛文2年図）、B類（寛文7年図、寛文11年図）、正保城絵図系のC類（照円寺所蔵図）、D類（宝暦10年図、文化5年図）、E類（安政3年図）に分類した。特に正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」（「寛文八年図」と通称される絵図）と正保城絵図系のD類、E類の絵図との曲輪名記載、「大手口」、「搦手口」記載の共通性は、記載情報の継承という意味で注意される点である⁽⁶³⁾。

また、絵図中における曲輪名等の記載を比較した表4を見るとわかるように、非正保城絵図系のA類（寛文2年図）、B類（寛文7年図、寛文11年図）の絵図と、正保城絵図系のD類（宝暦10年図、文化5年図）、E類（安政3年図）の絵図は、それぞれ記載項目において共通性があり、非正保城絵図系と正保城絵図系という区分で記載の特徴が明確に分かれることを示している。

金沢城修補許可願絵図の系統が、寛文期を境目として、精度が低く建物描写もない非正保城絵図系（A類、B類）から精度が高く建物描写も詳細な正保城絵図系（C類、D類、E類）に切り替わり幕末まで継承された、ということは、マクロ的に見れば、幕府による正保城絵図調進の目的が、その図柄や描写・記載様式を城郭修補許可願絵図にフィードバックさせることにあり、そのように幕府が大名側に対して指導した、ということを示すものであろう。

おわりに

本稿では、上述のように、文化5年の金沢城二の丸再建許可老中奉書と再建許可願絵図の内容について検討し、さらに金沢城修補許可願絵図（再建許可願絵図）の系譜と分類について考察してきたが、上記で指摘できなかった問題について、以下に指摘しておきたい。

まず、文化5年の再建許可願絵図において、本来は三重櫓である二の丸の橋爪櫓⁽⁶⁴⁾と菱櫓が、二重

櫓に偽装されて描写されている問題がある。文化5年の再建許可願絵図について、その描写内容を見ると、二の丸の橋爪櫓と菱櫓が二重櫓として描かれていることに気付く（写真10）。この絵図中では、橋爪櫓と菱櫓についてそれぞれ直線で朱線を引き、それぞれ「此二重櫓焼失」と記載され（写真3、表2参照）、一つ書きにおいてもそれぞれ「二重櫓焼失」と記載されている（写真8、表3参照）。

この橋爪櫓と菱櫓は実際には三重三階の櫓であるから、幕府へ提出した再建許可願絵図に二重櫓として描かれ、また、二重櫓と記載されていることは、実情よりも櫓の規模を小さく見せて（＝偽装して）加賀藩が幕府へ申請したことになる。

そして、再建を許可した前掲の老中奉書（文化5年10月27日付）においても「二重櫓二ヶ所」（橋爪櫓と菱櫓を指す）として再建を許可している（表1参照）。

このように、加賀藩は、金沢城二の丸の橋爪櫓と菱櫓を二重櫓として再建を幕府へ申請し、幕府もこの2つの櫓を二重櫓として再建を許可したことになる。

こうした実際の櫓の階層とは相違した申請がおこなわれるようになった時期はいつからなのであろうか。この点を解明するため、文化5年の再建許可願絵図が正保城絵図系の絵図であることから、それ以前の正保城絵図系の絵図における橋爪櫓と菱櫓の描写との比較を作表したものが表5である。

表5を見ると、「加賀国金沢之城絵図」だけが橋爪櫓と菱櫓を三重櫓として描き、「金沢御城絵図」、「御城中像画之御絵図」（照円寺所蔵図）、「金沢城之図」（宝暦10年図）、「加賀国金沢城絵図」（宝暦10年図）、「加賀国金沢城絵図」（文化5年図）はすべて橋爪櫓と菱櫓を二重櫓として描いていることがわかる。

このことは、延宝年間の「金沢御城絵図」以降、加賀藩としては一貫して幕府に対して橋爪櫓と菱櫓を二重櫓として届け出ていたことを示している（ただし、「金沢御城絵図」は幕府へ提出された絵図ではない）。こうした絵図以外にも、宝暦5年（1755）5月に加賀藩が幕府の巡見上使に報告した「金沢城廓廻櫓数之書」では、二の丸には二重櫓が4ヶ所あると記されており⁽⁶⁵⁾、二の丸における三重櫓の記載はない。また、同9年5月に加賀藩が宝暦の大火の城内の被災状況を報告した「加州金沢城中焼失之覚」においても、二の丸では「二階櫓 四ヶ所」が焼失した、と記されていて⁽⁶⁶⁾、二の丸における三重櫓の記載はない。

こうした諸点を考慮すると、加賀藩が橋爪櫓と菱櫓を二重櫓として偽装して絵図に描写することになった最初の図が延宝期の「金沢御城絵図」であり、橋爪櫓と菱櫓を二重櫓として描くことに関してはその後の基本図となったということになる。

つまり、その後の幕用図の基本図とするために、それまでの正保城絵図系の幕用図プラン（「加賀国金沢之城絵図」）を修正して（実態とは乖離しているが）、作り直したものが延宝期の「金沢御城絵図」と言える。ただし、こうした幕用図プランの変更の背景として、幕府側の指導によるものであったのか、或いは、加賀藩側に意図的に偽装しようとする意図があったのかは不明である。

木越氏は、幕用図としての城絵図には、必ずしも城の実情がそのまま描かれぬ、という点を指摘しているが⁽⁶⁷⁾、橋爪櫓と菱櫓を実際の三重櫓ではなく二重櫓として描くことの原因は何だったのであろうか。その点について明確な理由はわからないが、金沢城において三重三階の櫓は、本丸の三階櫓、二の丸の橋爪櫓（ただし、橋爪櫓は橋爪一の門を入れて見上げた視点では一重目の屋根がなく二重櫓に見える）と菱櫓の3ヶ所だけであるので、橋爪櫓と菱櫓を二重櫓に描くということは、絵図の描写の中では、金沢城においては三重櫓は本丸の三階櫓だけであることを示すことになり、そのあたりに理由があるのではないかと推測するが、詳しい検討は今後の課題としたい。

なお、金沢城の正保城絵図には、二の丸の橋爪櫓と菱櫓が二重櫓として描かれていたのか、或いは、三重櫓として描かれていたのか注目されるが、現在、金沢城の正保城絵図は伝存していないので、その点は不明である。

次に問題となるのが、老中奉書で許可される約4ヶ月前から再建工事に着手していた問題である。

上述のように、二の丸再建を許可する老中奉書は文化5年10月27日付で出された。同年正月15日に大火によって二の丸御殿が全焼したので⁽⁶⁸⁾、許可されたのは約9ヶ月後ということになり、許可された後に再建工事に着手するのが通常の手順であった。しかし、同年4月に金沢城二の丸再建の造営奉行8人が命じられ、同年6月28日に二の丸御殿造営の工事に着手し、同年7月25日に二の丸御殿柱立の儀がおこなわれている⁽⁶⁹⁾。そして、同年7月26日には藩主前田斉広が二の丸御殿造営の現場を視察した⁽⁷⁰⁾。

このように、二の丸再建工事は老中奉書で許可される約4ヶ月前から着手されたことは明らかであるが、その背景にあった理由は不明である。宝暦の大火後の再建工事では、宝暦9年4月に被災し、老中奉書で許可されたのが同10年8月であり⁽⁷¹⁾、再建工事に着手したのは同11年2月からであった⁽⁷²⁾。よって、宝暦の再建工事では、老中奉書で許可された後に再建工事に着手したことがわかるが、文化5年の二の丸再建工事では許可と工事着手の順番が逆になっている。その理由について、加賀藩と幕府との間の幕藩交渉において事前の了解（内諾）を得ていたのか、或いは、幕府から許可が出ることを前提に、再建工事を急いだ加賀藩が独断で工事を許可前に前倒しさせてスタートさせたのか、などの事情の有無に関する検討は今後の課題である。

こうした問題点以外に、①四十間長屋は老中奉書で再建が許可されたが、その後、実際には再建されなかったことから⁽⁷³⁾、老中奉書で再建の許可をとった場合でも再建されなかったケースがある、②宝暦10年の再建許可願絵図では裏口御門は立派な櫓門として描かれているのに対して、文化5年の再建許可願絵図では裏口御門は簡略な冠木門として描かれているので（写真11）、宝暦の大火後、裏口御門は櫓門として本格的な再建がされず、冠木門のみの仮再建の状態であったことがわかる、という点も指摘できる。

本稿の検討では、再建許可願絵図と再建を許可した老中奉書の両史料が残っていたことによって、文化5年の金沢城二の丸再建の申請と許可の具体的内容が詳細に把握でき、両史料の内容に関する対応関係も明確にすることができた。この点を考慮すると、金沢城に限らず、大名居城の修補（再建も含む）について申請内容と許可内容の対応関係や具体的把握には修補許可願絵図（再建許可願絵図）と老中奉書の両史料の伝存が必要である、ということを再認識させられる。

また、金沢城修補許可願絵図（再建許可願絵図）の系譜と分類の考察では、プロトタイプの絵図（原型図）の存在が確認できた。プロトタイプの絵図（原型図）さえ決まっていれば、あとはそれをコピーした絵図を作成して、その都度、石垣の破損箇所（火災の場合は焼失箇所）などを記載すればよいわけであり、プロトタイプの絵図（原型図）とそれをもとに作成した修補許可願絵図（再建許可願絵図）との対応関係が具体的に確認できたことは大きな成果であった。

そして、金沢城修補許可願絵図（再建許可願絵図）について、精度が低い非正保城絵図系の絵図から、精度が高く建物の俯瞰的描写がされている正保城絵図系の絵図への切り替えが確認できたことは、マクロ的に見れば、正保城絵図そのものの歴史的意義にも関連する問題であり、幕府による正保城絵図調進の目的が単純に大名統制のためという漠然としたものではなく、具体的にその成果を城郭修補許可願絵図（再建許可願絵図）にフィードバックさせるという具体的目的があったことを強く窺わせる。

以上のように、本稿の検討により種々の論点を指摘できたが、本稿の考察のベースになった先行研究として、金沢城調査研究所副所長の本越隆三氏による多種の金沢城絵図に関する近年の精力的な研究成果⁽⁷⁴⁾に拠るところが大きく、その点で同氏の研究成果に深く敬意を表する次第である。また、同研究所調査研究専門員の石野友康氏からは、本稿の作成上、疑問点に関する筆者の種々の質問に対して真摯な御回答・御教示をいただき、厚く謝意を表する次第である。

[註]

- (1) 『金沢市史』通史編2、近世（金沢市史編纂委員会編集、金沢市発行、2005年、196～198頁）。『よみがえる金沢城』1（石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室編集、石川県教育委員会発行、北國新聞社発売、2006年）。『よみがえる金沢城』2（石川県金沢城調査研究所編集、石川県教育委員会発行、北國新聞社発売、2009年）。『御造営方日並記』上巻（金沢城史料叢書1）（石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室編集・発行、2004年、388～408頁）の木越隆三氏、石野友康氏による解説。
- (2) 金沢城研究調査室「金沢城全城絵図の分類と編年－金沢城絵図調査報告Ⅰ－」（『研究紀要金沢城研究』2号、石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室編集・発行、2004年）。『絵図でみる金沢城』（金沢城史料叢書6・金沢城全城絵図と三御門絵図）（石川県金沢城調査研究所編集・発行、2008年）。前掲『絵図でみる金沢城』における絵図等の解説は木越隆三氏が執筆している。前掲『よみがえる金沢城』1（105頁）の「文化5年加賀国金沢城絵図（石川県立図書館蔵）」の木越隆三氏による解説。
- (3) 『加賀藩史料』11編（著作者・侯爵前田家編輯部、1937年、762～763頁）。
- (4) 金沢城の場合、長屋とは大規模な多門を意味する。
- (5) 『国典類抄』6巻（吉部6）（秋田県立秋田図書館編集、秋田県教育委員会発行、1988年、610～611頁）。この老中奉書（写）について、前掲『国典類抄』6巻（610～611頁）より引用すると以下のようになるが、老中奉書の原本には「安永九子」の付年号が記されていたはずである。

(ママ)
口（以カ）上

出羽国秋田城火事之節本丸家作不残、同東方表門老ケ処、同裏門老ケ処、同西方（「門」脱カ）老ケ処、同南方櫓座敷老ケ処、同東西南方多門長屋三棟、同侍番処老ケ処、役処八ヶ処、足輕番処貳ヶ処、納戸文庫貳ヶ処、土蔵老ケ処、塀処々、同西方櫓老ケ処、焼失二付而取建之事、絵図朱引之趣得其意候、願之通以連々如元可有普請候、恐々謹言

二月七日

松平右京大夫
輝高判
田沼主殿頭
意次判
板倉佐渡守
(ママ)
勝信（清カ）判
松平周防守
康福判

佐竹右京大夫殿

- (6) 城郭修補（再建なども含む）の申請に関する担当の月番老中が、城郭修補（再建なども含む）を許可した老中奉書において奉書日付の日に署名している点については、拙著『日本近世城郭史の研究』（校倉書房、1998年、326頁）を参照されたい。
- (7) 荒川秀俊「老中月番表」（『日本歴史』267号、吉川弘文館、1970年）。
- (8) 前掲『研究紀要金沢城研究』2号（26～28頁）。前掲『絵図でみる金沢城』（74、97～98頁）。前掲『よみがえる金沢城』1（105頁）。
- (9) 前掲『絵図でみる金沢城』（11頁の図版11）。前掲『よみがえる金沢城』1（93頁）。
- (10) 前掲『絵図でみる金沢城』（6頁の図版5）。
- (11) 木越氏は緑色としているが（前掲『絵図でみる金沢城』、97頁。前掲「金沢城全城絵図の分類と編年－金沢城絵図調査報告Ⅰ－」、27頁）、実際に絵図を見ると、深緑色とした方が正確である。
- (12) この絵図について、前掲「金沢城全城絵図の分類と編年－金沢城絵図調査報告Ⅰ－」（26頁）では114cm×198cm、前掲『絵図でみる金沢城』（12頁）では116cm×187cmとする。
- (13) 前掲『絵図でみる金沢城』（97頁）。
- (14) 大分県立大分図書館所蔵「豊後国府内城絵図」（図録『豊後府内城』（第14回特別展「城のある風景」）、大分市歴史資料館編集・発行、1995年、5頁）。
- (15) 現存する宝暦10年の再建許可願絵図は焼失した建物が朱色で描かれていないが、これは清絵図作成段階に近い控図ではなく、下絵図作成段階に近い控図であったためと考えられる。

- (16) 宝暦10年の再建許可願絵図は石川県立歴史博物館所蔵絵図と前田育徳会所蔵絵図の2種があり、石川県立歴史博物館所蔵絵図は「三之丸之内」という記載を書き落としている。木越氏は、前田育徳会所蔵絵図に比較して石川県立歴史博物館所蔵絵図の方が「より原図に近い」と指摘しているが（前掲『絵図でみる金沢城』、12頁）、「三之丸之内」の記載の書き落としがない、という点からすると前田育徳会所蔵絵図の方が原図に近いのではないだろうか。
- (17) 大名から幕府に対して城郭修補（再建なども含む）についての申請から許可までの具体的段階については、前掲・拙著『日本近世城郭史の研究』の第2編第3章を参照されたい。
- (18) この点について、木越隆三氏は、「宝暦大火以後、なお再建に至っていない建物が多く残っていたことから、合わせて再度の再建・修復も願ひ出たのである」（前掲『絵図でみる金沢城』、97頁、下線引用者）、「宝暦以来、再建されていない建物の再建と合わせての申請となっている」（前掲『絵図でみる金沢城』、98頁、下線引用者）、「宝暦・寛政に許可された場所のうち未修理箇所も併せて許可を求めている」（前掲『金沢城全城絵図の分類と編年—金沢城絵図調査報告Ⅰ—』、27頁、下線引用者）と指摘しているが、こうした指摘は再検討の必要があろう。
- (19) このように考えると、木越氏が「二の丸書院・住居」をはじめとする焼失部分を「元の如く申し付けるべくと存じ奉る」と述べ、「願ひ奉る」と謙譲していない点が注意され、水戸家並の待遇ゆえの余裕である」（前掲『よみがえる金沢城』1、105頁）としている点は事実誤認であると言わざるを得ない。藩主名で記された上記の願文を見るとわかるように、焼失部分の再建については「～奉願候」と記しているのに対して、石垣修補に関して、すでに幕府の許可をとっているが未着工の箇所について、石垣修補を「～以連々如元可申付与奉存候」と記しているのである。つまり、「元の如く申し付けるべくと存じ奉る」と述べているのは、「二の丸書院・住居」をはじめとする焼失部分の再建に関してではなく、その再建については、やはり「願ひ奉る」と謙譲しているのである。よって、「水戸家並の待遇ゆえの余裕」という指摘も適切ではないと言えよう。
- (20) 前掲「金沢城全城絵図の分類と編年—金沢城絵図調査報告Ⅰ—」。前掲『絵図でみる金沢城』（74～75頁、93～100頁）。前掲『よみがえる金沢城』1（74、93、105頁）。
- (21) 前掲『絵図でみる金沢城』（95頁の表2）。
- (22) 前掲『絵図でみる金沢城』（8頁の図版7）。
- (23) 前掲『絵図でみる金沢城』（9頁の図版8）。
- (24) 前掲『絵図でみる金沢城』（9頁の図版9）。
- (25) 前掲『絵図でみる金沢城』（10頁の図版10）。
- (26) 前掲『よみがえる金沢城』1（74頁）。
- (27) 前掲『よみがえる金沢城』1（93頁）。
- (28) 前掲『絵図でみる金沢城』（11頁の図版11）。
- (29) 前掲『絵図でみる金沢城』（12頁の図版12）。
- (30) 前掲『絵図でみる金沢城』（13頁の図版13）。
- (31) 前掲『絵図でみる金沢城』（95頁の表2）。
- (32) 前掲「金沢城全城絵図の分類と編年—金沢城絵図調査報告Ⅰ—」（31頁）。
- (33) 前掲『絵図でみる金沢城』（97頁）。
- (34) 前掲『絵図でみる金沢城』（94頁）。
- (35) 前掲『絵図でみる金沢城』（94～95頁）。
- (36) 前掲『絵図でみる金沢城』（95頁）。
- (37) 前掲『絵図でみる金沢城』（94頁）。前掲『よみがえる金沢城』1（74頁）。
- (38) 前掲『絵図でみる金沢城』（96頁の図版90）。
- (39) 前掲『絵図でみる金沢城』（31頁の図版25）。
- (40) 前掲『絵図でみる金沢城』（32頁の図版26）。
- (41) 前掲『絵図でみる金沢城』（39頁の図版29）。
- (42) 前掲『絵図でみる金沢城』（39頁の図版30）。
- (43) 前掲『絵図でみる金沢城』（39頁の図版29）。
- (44) 前掲『絵図でみる金沢城』（112頁の図版96）。
- (45) 前掲『絵図でみる金沢城』（31頁の図版25）。

- (46) 前掲『絵図でみる金沢城』(77、110頁)。
- (47) 前掲『絵図でみる金沢城』(96頁の図版90)。
- (48) 前掲『絵図でみる金沢城』(31頁の図版25)。
- (49) 前掲『絵図でみる金沢城』(112頁)。
- (50) 前掲『絵図でみる金沢城』(97頁)。
- (51) 前掲『よみがえる金沢城』1 (74頁)。
- (52) 前掲『絵図でみる金沢城』(95頁)。
- (53) 前掲『絵図でみる金沢城』(74、97、100頁)。
- (54) 前掲『絵図でみる金沢城』(96頁の図版88)。
- (55) 『日本国語大辞典(第二版)』9巻(小学館、2002年、31頁)で「鳥瞰図」という語を調べると、「鳥瞰図」の例文は、1910年以降の用例しか載っていない。
- (56) よって、「元文～宝暦初期の修理箇所を届け出た控図の写図と推定できた」(前掲『絵図でみる金沢城』、97頁)という木越氏の指摘は、幕府へ石垣修理後に届け出た絵図、という理解であるが、この理解は前提が間違っていると思われる。
- (57) 前掲「金沢城全域絵図の分類と編年—金沢城絵図調査報告Ⅰ—」(28頁)。142ヶ所の焼失箇所について、絵図中の朱線を引いた各具体的記載は、前掲「金沢城全域絵図の分類と編年—金沢城絵図調査報告Ⅰ—」の表3(29～30頁)を参照されたい。
- (58) 前掲『絵図でみる金沢城』(94頁)。
- (59) 宝暦10年図は前田育徳会所蔵絵図と石川県立歴史博物館所蔵絵図があるが、石川県立歴史博物館所蔵絵図は「三之丸之内」の記載を書き落としている。
- (60) 前掲『絵図でみる金沢城』(95頁)。
- (61) 前掲『絵図でみる金沢城』(40頁の図版31)。
- (62) 前掲『絵図でみる金沢城』(78頁)。
- (63) 例えば、正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」とD類の宝暦10年図、文化5年図、E類の安政3年図に共通する「芳春院丸」という曲輪名は、前田利家の正室である芳春院にちなむ名称であるが、石野友康氏の御教示によれば、寛永期など古い時期はともかく、のちには対幕府向けの時にのみ芳春院丸という曲輪名が見えるとのことで、実際には使わなくなった芳春院丸という曲輪名を幕末の安政3年図にも記載しているということになる。こうしたことがおこる背景には、幕府へ提出する修補許可願絵図の中の曲輪の記載名が実態と乖離していても、正保城絵図系の絵図の前例に倣って踏襲されていった、という先例主義の原則が窺えて興味深い。
- (64) 現在、橋爪門続櫓と通称されている櫓は、文化期の金沢城二の丸再建時の同時代史料である『御造営方日並記』では「橋爪御櫓」として一貫して表記されている(前掲『御造営方日並記』上巻、359、380頁など)。よって、本稿では橋爪櫓として表記する。
- (65) 『金沢市史』資料編3、近世1(金沢市史編纂委員会編集、金沢市発行、1999年、708頁)。
- (66) 前掲『金沢市史』資料編3、近世1(715頁)。
- (67) 木越隆三「金沢城の地割図と二の丸御殿絵図」(『研究紀要金沢城研究』3号、石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室編集・発行、2005年、30頁)。
- (68) 前掲『加賀藩史料』11編(677～685頁)。
- (69) 前掲『加賀藩史料』11編(724～725、735～738、747～748頁)。
- (70) 前掲『加賀藩史料』11編(748頁)。
- (71) 『加賀藩史料』8編(著作者・侯爵前田家編輯部、1935年、170頁)。
- (72) 前掲『加賀藩史料』8編(179～180頁)。前掲『金沢市史』通史編2、近世(195頁)。
- (73) 文化5年の大火後、四十間長屋が再建されなかったことは、石野友康氏の御教示による。
- (74) 前掲「金沢城全域絵図の分類と編年—金沢城絵図調査報告Ⅰ—」。前掲「金沢城の地割図と二の丸御殿絵図」。前掲『絵図でみる金沢城』。前掲『よみがえる金沢城』1(74、93、105頁)。

表1 老中奉書（文化5年10月27日付）において再建等を許可された箇所

『加賀藩史料』11編、762～763頁）

	老中奉書において再建等を許可された箇所	表2との対応関係 ()内は比定箇所	再建願絵図		
			A	B	C
a	二の丸家作残らず (注1)	丸数字なし(二の丸御殿すべて)	×	○	×
b	同所(二の丸)北の方、瓦塀4ヶ所	②、④、⑤、⑪	○	○	○
c	同所(二の丸北の方)二重櫓1ヶ所 (注2)	③(裏口御門の升形の西方にある二重櫓)	○	○	○
d	同所(二の丸北の方)門1ヶ所	①(裏口御門)	○	○	○
e	同所(二の丸北の方)長屋1ヶ所	⑨(楽屋多門)	○	○	○
f	同所(二の丸)東の方、二重櫓2ヶ所 (注3)	⑧、⑬(菱櫓と橋爪櫓)	○	○	○
g	同所(二の丸東の方)長屋1ヶ所	⑫(五十間長屋)	○	○	○
h	同所(二の丸)東南の間、瓦塀1ヶ所	⑦	○	○	○
i	同所(二の丸東南の間)門1ヶ所	⑮(橋爪二の門)	○	○	○
j	同所(二の丸)東の方、門1ヶ所	⑭(橋爪一の門)	○	○	○
k	三の丸北の方長屋1ヶ所 ※(ア) a～kは焼失について再建を許可した項目である	⑩(四十間長屋(三の丸)) (注4)	○	○	○
l	二の丸東の方瓦塀1ヶ所	⑥	○	○	○
m	同所(二の丸東の方)続瓦塀1ヶ所 ※(イ) l、mは瓦塀の取り壊しを許可した項目である	⑬	○	○	○
n	櫓下・長屋下・塀下石垣、平均高さ1間1尺余、長さ延べ201間4尺 ※(ウ) nは焼け損じの石垣を修補することを許可した項目である	②、③、④、⑤、⑧、⑨、⑪、⑫、⑬	○	○	○

【凡例】

A…再建許可願絵図（文化5年）において直線で朱線を引き、焼失箇所について記載した文（記載箇所）の有無

B…再建許可願絵図（文化5年）における一つ書きでの焼失箇所についての記載文（記載箇所）の有無

C…再建許可願絵図（文化5年）における絵の描写の有無

①～⑮…表2の①～⑮に対応している。これは、再建許可願絵図（文化5年）において、各焼失箇所から直線で朱線を引き、金沢城を描いた下の余白の部分に、「當正月焼失之箇所」として、16ヶ所の焼失箇所が文として具体的に記載されているものである（写真3）。

a～n…本論の老中奉書の引用文中における（a）～（n）に対応している。

（注1）再建許可願絵図（文化5年）には二の丸御殿そのものは描かれていない（写真4）。

（注2）この二重櫓は老中奉書で再建を許可されたものの、その後再建されなかった。

（注3）菱櫓と橋爪櫓を二重櫓としている点は注意される。

（注4）この四十間長屋は老中奉書で再建を許可されたものの、その後再建されなかった。

表2 再建許可願絵図（文化5年）における「當正月焼失之箇所」（注1）

	當正月焼失之箇所	比定箇所
①	此門焼失	裏口御門
②	此瓦塀長貳拾間四尺焼失、此下石垣高三尺破損	切手門と二重櫓の間にある塀（＝瓦塀）
③	此二重櫓焼失、此下石垣高貳間貳尺破損	裏口御門の升形の西方にある二重櫓
④	此瓦塀長七間焼失、此下石垣高三尺破損	裏口御門の升形の南側の塀（＝瓦塀）
⑤	此瓦塀長拾間三尺焼失、此下石垣高四尺破損	裏口御門から楽屋多門へ続く塀（＝瓦塀）
⑥	此瓦塀長折廻拾五間取壊	橋爪櫓の西方にある塀（＝瓦塀）
⑦	此瓦塀長八間焼失	橋爪櫓の南方にある塀（＝瓦塀）（注2）
⑧	此二重櫓焼失、此下石垣高七尺破損	菱櫓（注3）
⑨	此長屋焼失、此下石垣高四尺破損	楽屋多門

⑩	此長屋焼失	四十間長屋（三の丸）
⑪	此瓦塀長三拾間焼失、此下石垣高三尺破損	楽屋多門と菱櫓の間にある塀（＝瓦塀）
⑫	此長屋焼失、此下石垣高四尺破損	五十間長屋
⑬	此二重櫓焼失、此下石垣高三間貳尺破損	橋爪櫓（注4）
⑭	此門焼失	橋爪二の門
⑮	此門焼失、左右石垣高五尺破損	橋爪一の門
⑯	此瓦塀長貳拾間取壊	橋爪一の門に続いている塀（＝瓦塀）

（注1）再建許可願絵図（文化5年）において、各焼失箇所から直線で朱線を引き、金沢城を描いた下の余白の部分に、「當正月焼失之箇所」として、16ヶ所の焼失箇所が文として具体的に記載されている（写真3）。この記載箇所の作表については、すでに木越隆三氏がおこなっているが（木越隆三〔金沢城研究調査室〕「金沢城全城絵図の分類と編年－金沢城絵図調査報告Ⅰ－、『研究紀要金沢城研究』2号、石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室編集・発行、2004年、27頁の表2「文化5年被災箇所」）、本稿ではあらためて作表することとしたので、比定箇所について、木越氏の作表部分とは表記が異なる点もある。

（注2）ただし、絵図中の朱引きの直線は橋爪櫓の屋根の上でとまっている（写真10）。

（注3）菱櫓は実際には三重櫓であるが、絵図中の描写では二重櫓として描かれている（写真10）。

（注4）橋爪櫓は実際には三重櫓であるが、絵図中の描写では二重櫓として描かれている（写真10）。

表3 再建許可願絵図（文化5年）における「加賀國金澤城當正月焼失所々」（注1）

	加賀國金澤城當正月焼失所々	表1との 対応関係	表2との対応関係 () 内は比定箇所
1	二之丸書院并住居不残焼失	a	丸数字なし（二の丸御殿すべて）
2	同所北之方瓦塀長貳拾間四尺焼失	b	②
3	同所北之方二重櫓焼失	c	③（裏口御門の升形の西方にある二重櫓）
4	同所北之方瓦塀長七間焼失	b	④
5	同所北之方門焼失	d	①（裏口御門）
6	同所北之方瓦塀長拾壱間三尺焼失	b	⑤
7	同所北之方長屋焼失	e	⑨（楽屋多門）
8	同所北之方瓦塀長三拾間焼失	b	⑪
9	同所東之方瓦塀長折廻拾五間取壊	l	⑥
10	同所東之方二重櫓焼失	f	⑧または⑬（菱櫓、または、橋爪櫓）
11	同所東之方長屋焼失	g	⑫（五十間長屋）
12	同所東之方二重櫓焼失	f	⑧または⑬（菱櫓、または、橋爪櫓）
13	同所東南之間瓦塀長八間焼失	h	⑦
14	同所東南之間門焼失	i	⑮（橋爪二の門）
15	同所東之方門焼失	j	⑭（橋爪一の門）
16	同所（＝二の丸東の方）続瓦塀長貳拾間取壊	m	⑯
17	三之丸北之方長屋焼失	k	⑩（四十間長屋〔三の丸〕）
18	櫓下・長屋下・塀下石垣平均高壱間壱尺余、 長延貳百壱間四尺焼損難用候	n	②、③、④、⑤、⑧、⑨、⑪、⑫、⑬

【凡例】

①～⑯…表2の①～⑯に対応している。これは、再建許可願絵図（文化5年）において、各焼失箇所から直線で朱線を引き、金沢城を描いた下の余白の部分に、「當正月焼失之箇所」として、16ヶ所の焼失箇所が文として具体的に記載されているものである（写真3）。

a～n…本論の老中奉書の引用文中における（a）～（n）に対応している。そして、表1のa～nにも対応している。

（注1）再建許可願絵図（文化5年）において、絵図の左半分に記載された「加賀國金澤城當正月焼失所々」には、18ヶ条の一つ書きにより各焼失箇所が記されている（写真8）。

表4 金沢城修補許可願絵図(再建許可願絵図を含む)における曲輪名等の記載

絵 図	本 丸	二の丸	三の丸	三の丸 の内	三の丸 統	芳春院 丸	玉泉院 丸	薪 丸	鶴の丸	新 丸	出 丸	方 位 記 載	大手門	大手口	搦手口
寛文2年図	○	○	○			○	○					a	○		
寛文7年図	○	○	○			○	○					a	○		
寛文11年図	○	○	○				○					a	○		
照門寺所蔵図	○	○	○						○	○	○	ナシ			
宝暦10年図	○	○	○	○	○	○	○	○				b		○	○
文化5年図	○	○	○	○	○	○	○	○				b		○	○
安政3年図	○	○	○	○	○	○	○	○				b		○	○

【凡例】

○…記載があるもの

a…絵図中の四隅に近い位置に方位記載をするケース

b…絵図中の各辺の真ん中に方位記載をするケース

表5 正保城絵図系の絵図における二の丸の橋爪櫓と菱櫓の描写に関する比較

絵 図 名	絵図の年代	橋 爪 櫓	菱 櫓
加賀国金沢之城絵図(注1)	延宝年間	三重櫓	三重櫓
金沢御城絵図(注2)	延宝年間	二重櫓	二重櫓
御城中像画之御絵図(注3)	寛文期	二重櫓	二重櫓
金沢城之図(注4)	宝暦10年	二重櫓(注7)	二重櫓(注8)
加賀国金沢城絵図(注5)	宝暦10年	二重櫓(注9)	二重櫓(注10)
加賀国金沢城絵図(注6)	文化5年	二重櫓(注11)	二重櫓(注12)

(注1) 金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵(『絵図でみる金沢城』、石川県金沢城調査研究所編集・発行、2008年、6頁の図版5。『よみがえる金沢城』1、石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室編集、石川県教育委員会発行、北國新聞社発売、2006年、2～3頁)。

(注2) 前田育徳会所蔵(前掲『絵図でみる金沢城』、7頁の図版6)。

(注3) 金沢市照門寺所蔵(前掲『絵図でみる金沢城』、10頁の図版10)。

(注4) 前田育徳会所蔵(前掲『よみがえる金沢城』1、93頁)。

(注5) 石川県立歴史博物館所蔵(前掲『絵図でみる金沢城』、11頁の図版11)。

(注6) 石川県立図書館所蔵(前掲『絵図でみる金沢城』、12頁の図版12)。

(注7) 絵図中に朱色の直線を引き、その下に「此長屋続櫓焼失」の記載がある。

(注8) 同 上。

(注9) 同 上。

(注10) 同 上。

(注11) 絵図中に朱色の直線を引き、その下に「此二重櫓焼失、此下石垣高三間貳尺破損」の記載がある。

(注12) 絵図中に朱色の直線を引き、その下に「此二重櫓焼失、此下石垣高七尺破損」の記載がある。

「文化五年加賀国金沢城絵図」(石川県立図書館所蔵)



写真1 絵図を折り畳んだ状態

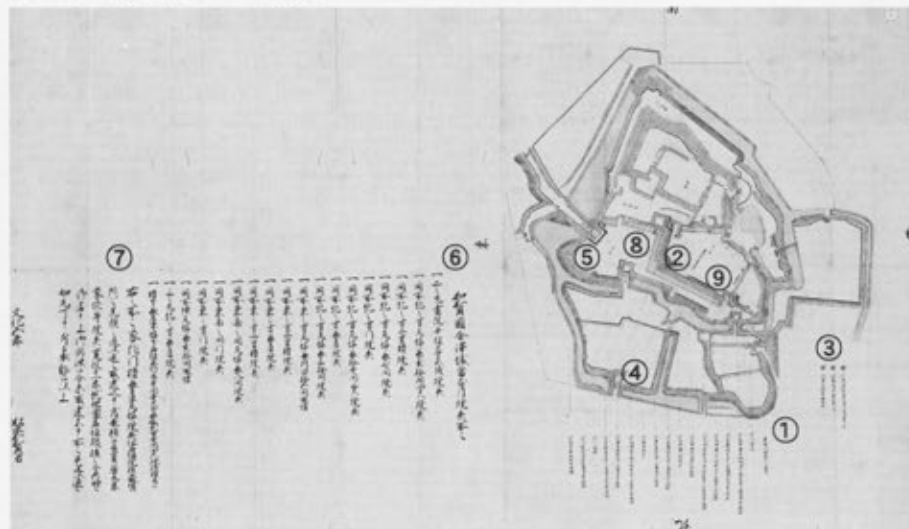


写真2 絵図を上から見た状態

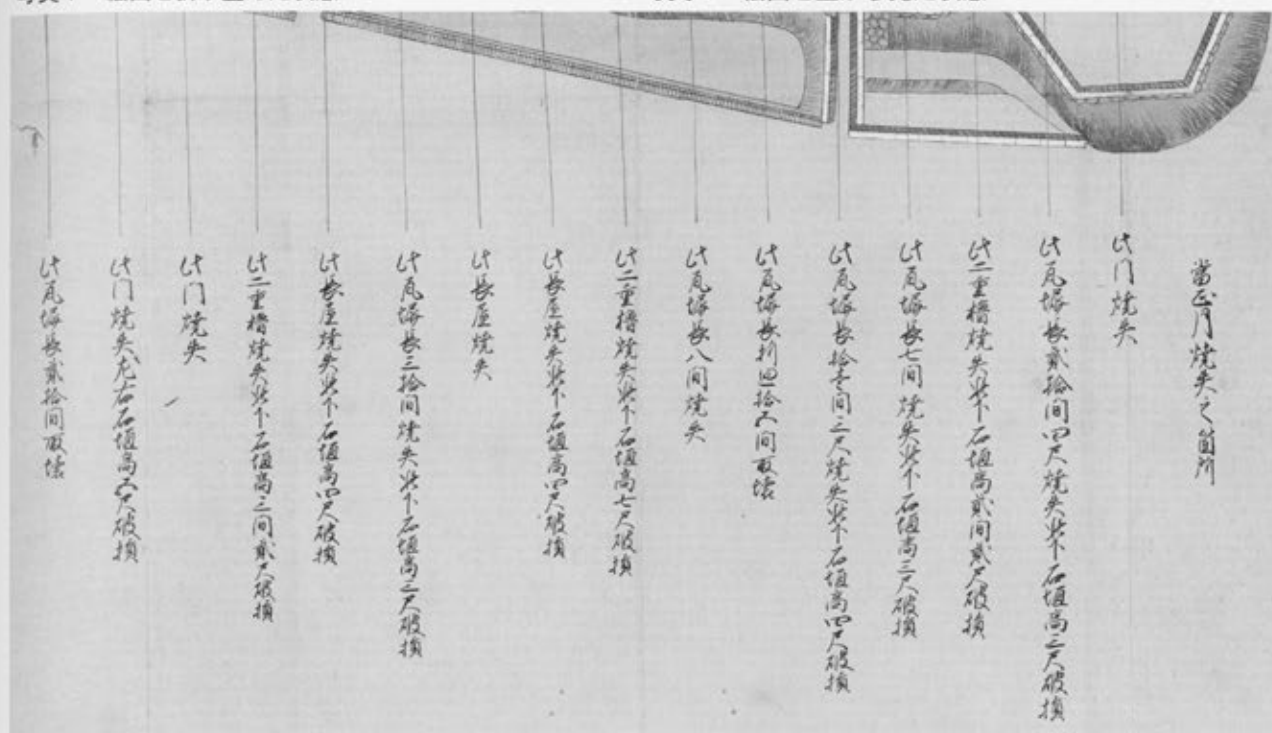


写真3 絵図の右半分における朱引きの下の記載(①) ※各キャプションの(①)~(⑨)は写真2における①~⑨の各部分に対応

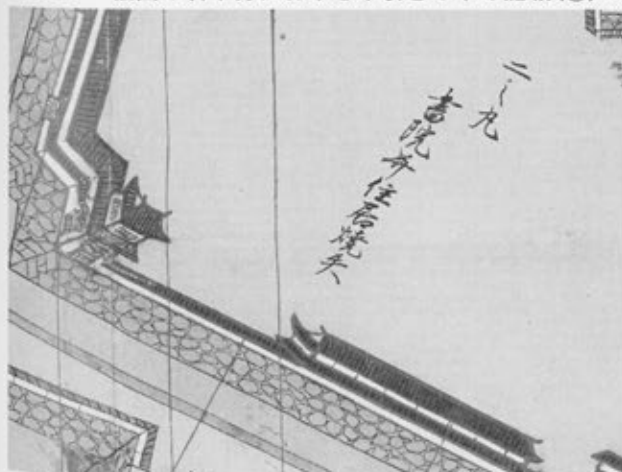


写真4 「二之丸 書院并住居焼失」の文字(②)



写真5 凡例(③)

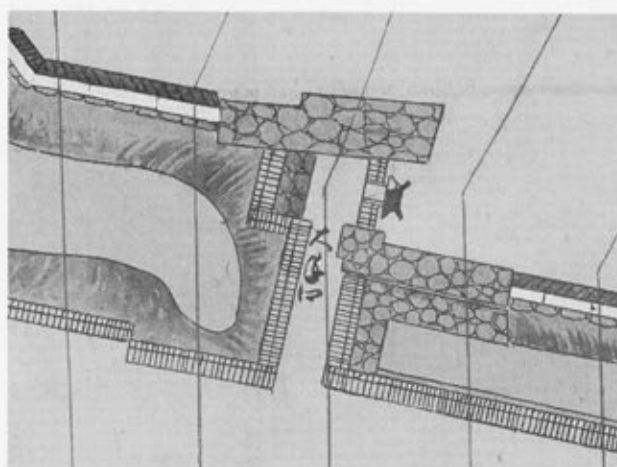


写真6 大手口 (④)

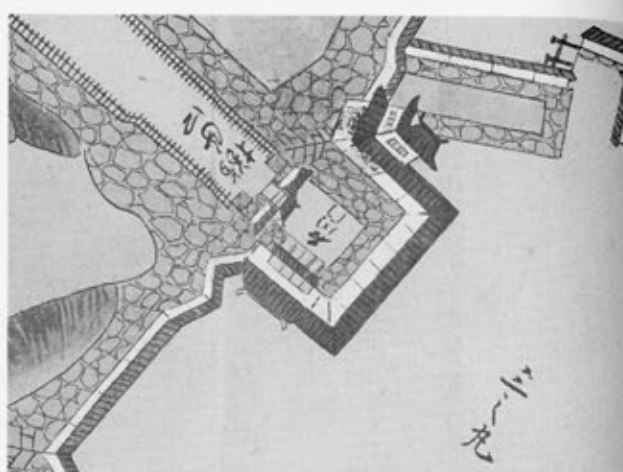


写真7 搦手口(石川門) (⑤)

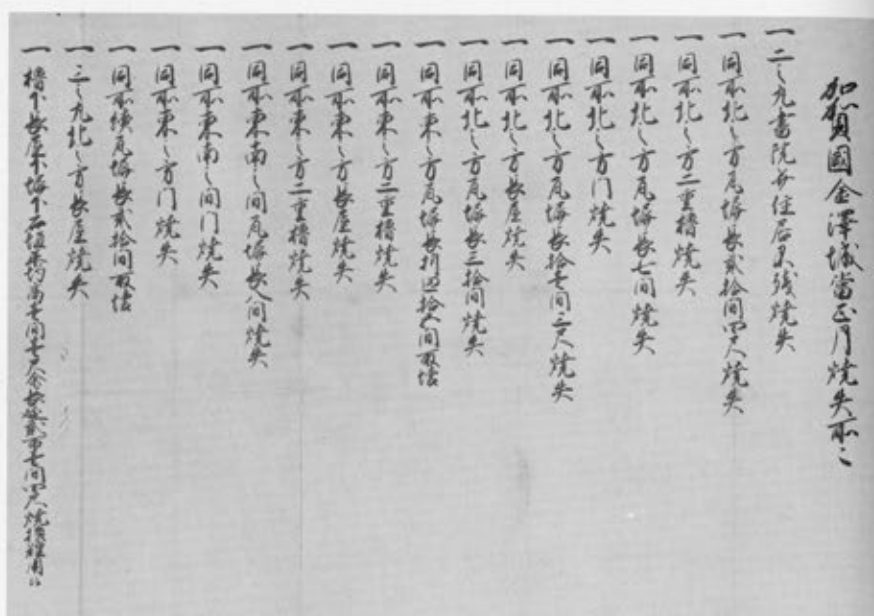


写真8 (右)・写真9 (左) は絵図の左半分の記載 写真8…一つ書き (⑥)、写真9…願文 (⑦)

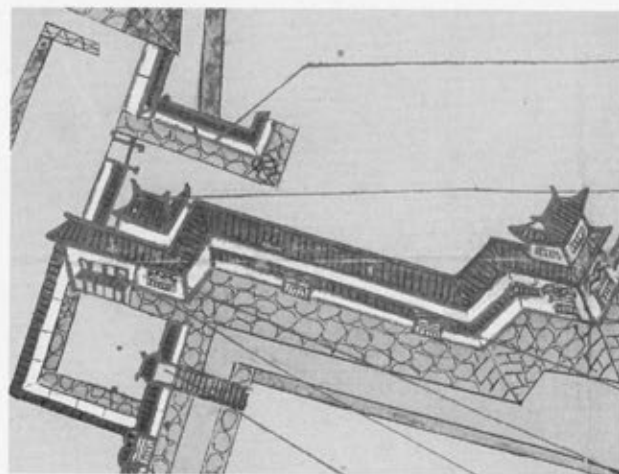


写真10 橋爪櫓と菱櫓 (⑧)

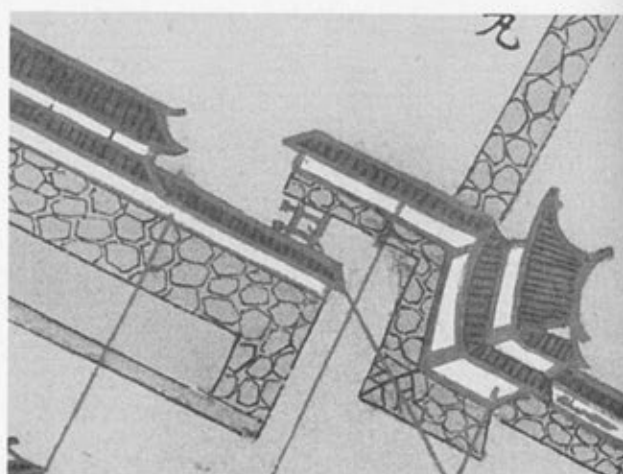


写真11 裏口御門 (⑨)